

2006年1月23日(月) 第34回研究会

発表者： 張士陽 氏(本学非常勤講師)

発表題目： 「清代台湾原住民研究と在地古文書について」

台湾の在地古文書の収集と整理研究は、日本植民地期の土地調査と旧慣調査によって開始された。第二次世界大戦後、国民党政権による戒厳令下、台湾研究には大きな制約があった。1971～1975年に実施された「濁水大肚両溪流入地関係科際研究計画」において中央研究院などが学際的共同研究計画に参加した。濁水、大肚ふたつの河川の流域における歴史及び地域の自然環境が人類、歴史に及ぼした影響の研究が行われ、中央研究院における台湾史研究の先駆けとなった。1980年代後半、台湾における民主化が進展する中、1986年台湾田野研究計画が開始され、歴史語言研究所、民族学研究所、近代史研究所、三民主義研究所が共同参加し、台湾田野研究室が設置され、現地調査と文献収集が行われた。1993年台湾史研究所籌備処が設立され、2005年には台湾史研究所に昇格し、同研究所古文書室において古文書の収集と整理公開が進んでいる。

以上のような調査と整理によって現在利用できる清代台湾関係の在地古文書は、農地関係(開墾請負、農地売買、金融)や家族関係(家産分割、婚姻、養子)などの私文書や地方衙門レベルの公文書などがある。

まとまった在地古文書として、『岸裡社文書』と『淡新檔案』がある。台湾大学図書館特蔵組所蔵の『岸裡社文書』は台湾中部の原住民村落である岸裡社の歴代土目や通事だった藩家が残した1714年から1918年までの公文書および民間の契約書、計1,130件で、衙門の通告、諭札、批示や民間の小作契約、開墾契約、借銀、借穀などの文書である。同じく台湾大学図書館特蔵組所蔵『淡新檔案』は嘉慶期から光緒期にかけての淡水庁、台北府及び新竹県の行政・司法関係文書で、内容は行政関係が、総務、民政、財政、建設、交通、軍事、撫墾である。司法関係の内、民事が、人事(結婚・離婚)、田房(租借・抗租・霸佔・争界)、錢債、商事で、刑事が総務、人身自由(人命、殴傷、誘拐)、財産侵奪(窃盜、強盜)、公共秩序(匪徒、侵害水源、騷擾)、風化(忤逆、毀墳、通姦、拐姦、賭博)である。

次に台湾原住民研究と漢文史料の利用について述べる。オーストロネシア語族系の台湾原住民は固有の文字を持たず、清代の台湾原住民史の研究には漢文

史料が利用されている。台湾原住民に関する漢文史料には地方志、紀行文や地方官から皇帝に報告された奏摺などの公文書があるが、いずれも漢族や満族の官僚や知識人の記述による。

台湾原住民が直接関わった漢文史料として、民間契約文書がある。土地関係文書（開墾請負、小作、売買、質入れ）、家族関係文書（家産分割、婚姻、養子）などの文書である。台湾南部のシラヤ族の作成した文書（新港文書）はローマ字で表記されたシラヤ語と漢文が併記された文書であるが、それ以外は全て漢文で作成されている。

この内、土地関係文書は大量に残っており、これらの史料に基づき台湾旧慣調査会の『台湾私法』などによって、「熟番」の土地所有と「番租」に関する研究が始められた。1980年代後半、歴史研究も自由化されると清代台湾原住民史研究も活発化した。中でも清朝の「番地政策」と「番租」とに関する研究には多くの成果が見られた。特に注目されるのは、柯志明『番頭家・清代台湾族群政治與熟番地権』（中央研究院社会科学研究所以、2001年）で、清代の契約文書や中央・地方レベルの公文書および日本植民地期の土地申告書を活用して、清朝の「番地政策」を検証し漢族による農地開発の進行とそれに対する清朝の規制とその影響について明らかにしている。

ついで『国立台湾大学蔵岸裡社大文書』（国立台湾大学、1998年）所収の地方行政文書について報告した。『岸裡社文書』には、北路理番同知、彰化知県、猫霧揀巡検の発給した行政指令書の写しおよび番社関係者からの申立書の控えが冊子となった文書類が含まれている。その内、以下の文書を紹介した。

乾隆 26（1761）至乾隆 37 年（1772）猫霧揀司案簿（岸裡社文書番号 0952）は猫霧揀（犁頭店）に置かれた巡検司が乾隆 26 年 4 月から 37 年 10 月までに発給した行政指令書の写し。この間に交代した猫霧揀巡検（雍正 9 年に彰化県下に新設）は 6 人で、年間の発令数は、概ね 10～30 件である。行政指令書の形式は「単」が 5 割余り、「票」は 4 割弱。その他は「籤」、「示」、「諭」が若干であった。発令対象は差役で、差役が通事・土目・郷保と共同で行政事務の執行にあたるようにという内容となっている。具体的な行政指令の内容は、土牛溝修築関係 軍工匠関係 監視櫓修築 賭場、社棍取締 隘口の警備巡察と越界私墾の取締、などである。

乾隆 33 年（1768）立県主成票簿（岸裡社文書番号 0953）は乾隆 33 年 5 月から 36 年 3 月までに彰化知県が発給した行政指令書の写しである。その形式は

「票」約6割,「単」約3割,「示」「諭」「札」「籤」も若干ある。

この間の彰化知県は3人が交代した。行政指令書の内容と件数は, 軍工匠, 漢人私墾禁止, 窃盗, 詐欺, 不法占有, 税糧徴収, 報陞関係などが主で, その他に 賭場, 社棍取締, 保甲関係, 「生番界」への私墾・密貿易取締り, 借金・租穀滞納・開墾違約, 兵舎修築, 帰化生番の貢納, 監視櫓警備, 隘制業務である。

彰化知県による行政指令書は社差や衙役に発令された。特に岸裡社への行政指令を通達する役割の社差に発給される場合が多い。

乾隆33年(1768)立理番分府票簿(岸裡社文書番号0954)は, 乾隆33年5月から50年12月までの北路理番同知発給の行政指令書の写しである。「票」が大部分, その他に「単」, 「示」, 「諭」がある。発令対象は衙役, 番差が多く, 少数ではあるが通事・土目に発令する文書もある。番差は理番同知の指令で番社内から選出された下級事務員で, 票を持参して通事・土目と協力して地方行政事務を執行したり, 通事・土目に理番同知からの召喚状を伝達していた。

乾隆34年(1769)5月立彰化県主案簿(岸裡社文書番号0955)は乾隆34年5月から47年6月までの岸裡社から彰化知県へ出された上行文書の写しである。書式は「稟」がほとんどで, その他に「稟覆」, 「領状」, 「遵依状」, 「甘結状」, 「訴状」, 「告状」などがある。稟の提出者は通事単独, 及び通事・副通事・土目連名の場合がある。まれの甲頭や白番も名を連ねる。その内容は社棍取締りを求めるもの, 軍工匠の不正告発, 通常の地方行政関係の請願がある。

乾隆42年(1777)立理番分府案簿(岸裡社文書番号0957)は乾隆42年2月~45年12月に北路理番同知へ出された上行文書。形式は「稟」と「呈」とが多い。通事・副通事が申立人となる以外に番差や白番・衆番も申立人となる例がある。白番・衆番が申立人となる場合, 番社内での紛争の仲裁を理番同知に求める内容となっている。

以上の分析結果から, 岸裡大社は乾隆中期以降, 日常的に北路理番同知, 彰化知県, 猫霧揀巡検の三つの地方行政機関との間で公文書のやり取りがあったことがわかる。このような地方事務の増加によって番社内の役職者(通事・副通事・土目・甲頭・番差)が増え, 増大する公文書や私文書などの漢文文書作成を専門に行う社記が必要となっていた。

清代地方衙門と岸裡社との行政的關係が深まる中, 行政指令書を伝達する社差や上行文書を作成する社記の役割が重要となる。社差・社記は北路理番同知

によって生員の資格を有する者から任命されることもあったが、社差や社記の行動が岸裡社の末端地方行政事務負担を左右し、その任命や選出が岸裡社などの原住民村落の存続にとって重大な事項となった。